

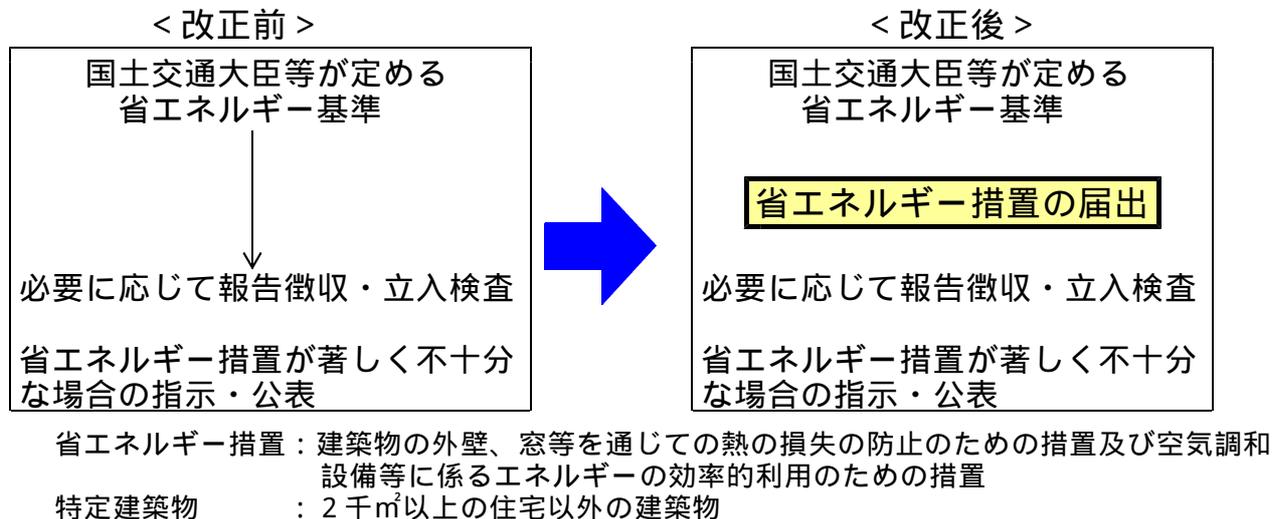
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の概要

（ 公布日 : 平成14年6月7日
施行期日 : 平成15年4月1日 ）

（ 建築物（非住宅）関係の改正概要 ）

京都議定書をめぐる内外の情勢にかんがみ、近年、エネルギー需要の増加傾向が著しいオフィスビル、大規模小売店、ホテル、病院等の業務部門等におけるエネルギーの使用の合理化に向けた措置の強化を図るため、特定建築物の省エネルギー措置の届出を義務付ける等所要の改正を行う。

1. 特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務付けの創設



2. 指導及び助言等に関する権限の委譲

